

(事務連絡)

平成25年4月24日

各地域密着型サービス事業所 管理者 様

徳島市介護・ながいき課長

条例の制定について（通知）

日ごろは、本市の介護保険制度の適正な運営につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準等について市町村の条例で定めることとなり、本市においても新たに条例を制定し、平成25年4月1日より施行されています。

条例の内容については、別添のとおり、厚生労働省令で定める基準によるものとなっておりますが、本市独自の規定として、指定地域密着型サービスを行う事業所が保管する、利用者に対するサービス提供に関する文書の保存年限を、省令の2年間から5年間に延長しております。なお、この規定は、施行日以後に整備が完結した記録について適用されます。

制定内容を御承知のうえ、今後も引き続き適切な事業運営に努めていただけますようお願いいたします。

以 上